

特別養護老人ホーム はなのおか

入居者様・ショートステイをご利用の皆様・ご家族様へ

居住費と食費の額を改定いたします

日ごろより、はなのおかの運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、当施設の居住費と食費の額を改定します。居住費は平成 17 年 10 月に定めた額のまま、約 21 年間、一度も変えておりません。今回、国が定めている額に合わせます。ご負担が増える方にはご迷惑をおかけしますが、事情をお含みいただき、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

新しい額は、令和 8 年 9 月分のご請求から適用します。ご案内が 9 月に入ってからとなり申し訳ございません。恐れ入りますが、令和 8 年 9 月分のご請求からの適用としてご了承ください。

ご自身の段階の確かめ方 - ご自身の段階は、市町から交付されている「介護保険負担限度額認定証」に記載されています。認定証をお持ちでない方は第 4 段階です。お分かりにならない場合は受付窓口へお尋ねください。

負担限度額認定（収入や預貯金の状況に応じて、居住費・食費のご負担に上限を設ける認定）をお持ちで、第 1 段階・第 2 段階に当たる方は、**居住費・食費ともご負担は変わりません。**

■ 改定の理由

当施設の居住費は、個室 1 日につき 1,315 円 です。平成 17 年 10 月 1 日に定めた額で、今日まで約 21 年間、一度も改定していません。令和 3 年に食費を 1,380 円 から 1,445 円 に改めたときも居住費は据え置き、ご家族へのお知らせにも「居住費は変更ございません」と書いてお伝えしました。

国は居住費と食費について、標準となる額（基準費用額）を定めています。今回の改定は、当施設の額をこの基準費用額と同じにするものです。

■ 居住費について

◆個室 1 日につき 1,315 円 → 2,066 円

2,066 円 は、国が定める基準費用額（ユニット型個室）と同じ額です。ショートステイでは滞在費と呼びます。額は居住費と同じです。

負担限度額認定をお持ちの方（第 1 段階～第 3 段階）のご負担は、後の「負担の目安」の表のとおりです。

■ 食費について

◆1 日につき 1,445 円 → 1,545 円

国が定める食費の基準費用額は、令和 8 年 8 月 1 日に 1,445 円 から 1,545 円 に改められました。当施設もこれを受けて、食費を同じ額に改めます。今回の 1,545 円 は国の基準費用額と同額です。令和 3 年にも、国の額が改まったのに合わせて 1,380 円 から 1,445 円 に改めています。

負担限度額認定をお持ちの方（第 1 段階～第 3 段階）のご負担は、後の「負担の目安」の表のとおりです。

■ 経過措置について

負担限度額認定をお持ちでない方（第4段階）は、居住費（ショートステイでは滞在費）の増え方が大きくなります。そのため、すでに当施設をご利用の第4段階の方には、居住費（滞在費）に1年間の経過措置を設けます。

◆令和8年9月分 から 令和9年8月分 まで 1日につき 1,700 円

◆令和9年9月分 から 1日につき 2,066 円

2年目からの額と、その時期は上のとおりです。1年後にあらためて同意をいただく手続きはありません。

経過措置の対象となる方は、次のとおりです。

- ・特別養護老人ホーム すでにご入所されている第4段階の方
- ・ショートステイ 令和8年8月31日までに当施設と短期入所生活介護の利用契約を締結されている第4段階の方

ショートステイは、利用契約があるかどうかで判定します。前回のご利用が何月かは問いません。利用契約のない方（新しくご利用になる方）と、新しくご入居される方は、居住費（滞在費）がはじめから1日2,066円です。

第4段階の方の食費には経過措置がなく、令和8年9月分から1,545円です。第1段階から第3段階の方のご負担は、後の表のとおりです。この段階の方は、経過措置を設けてもご負担が変わらないため、経過措置の対象としていません。

認定を受けられる可能性のある方は、後述の「負担限度額認定のご案内」をご覧ください。お早めにご相談ください。

■ 負担限度額認定をお持ちの方（第1段階～第3段階）への影響 【特別養護老人ホームにご入所の方】

認定をお持ちの方のご負担は、認定で決まっている上限（負担限度額）までです。施設が定める額とご本人の負担額との差は、介護保険から当施設に支払われます（特定入所者介護サービス費）。差額をご本人に請求することはありません。

第1段階・第2段階の方 - 居住費・食費とも変わりません。居住費は1日880円、食費は第1段階が300円、第2段階が390円のままです。

第3段階の方 - 居住費と食費が、認定で決まっている上限（負担限度額）の額まで増えます。

【居住費】

- ・第3段階① 1日 1,315円 → 1,370円（1日あたり55円の増）
- ・第3段階② 1日 1,315円 → 1,470円（1日あたり155円の増）

【食費】

- ・第3段階① 1日 650円 → 680円（1日あたり30円の増）
- ・第3段階② 1日 1,360円 → 1,420円（1日あたり60円の増）

食費の30円・60円は、国が令和8年8月1日に負担限度額を引き上げたことによる分です。当施設が食費のご負担を上げたものではありません。9月分のご請求から、この新しい上限で計算します。

第3段階②の居住費の155円も、100円は国の引上げによる分です。国は同じ令和8年8月1日に、第3段階②の居住費の上限を1,370円から1,470円に引き上げました。これまで当施設の居住費1,315円はこの上限より低かったため、上限が上がってもご請求額は変わりませんでした。今回1日2,066円に改めると上限のほうが低くなり、1,470円がご負担の額になります。

国の引上げだけではご請求額は変わりませんでしたが、当施設の改定と重なったことで 155 円 の増となります。国の引上げがなければ 55 円 の増にとどまりました。この 55 円 が、当施設の改定によって増える分です。

第 3 段階①の居住費の上限 1,370 円 は、8 月 1 日の改定でも変わっていません。ここで増える 55 円 は、当施設の改定による分です。

ショートステイをご利用の方の食費は額が異なります。後の【ショートステイ】の表をご覧ください。

■ 増える額の内訳

【特別養護老人ホーム・すでに入居されている方の場合】

負担段階	1 日あたりの増額	うち国の改定による分	うち当施設の改定による分
第 3 段階①	+85 円	+30 円 (食費)	+55 円 (居住費)
第 3 段階②	+215 円	+160 円 (食費 60 円 + 居住費の上限引上げ 100 円)	+55 円 (居住費)
第 4 段階 (1 年目)	+485 円	なし	+485 円 (居住費 385 円 + 食費 100 円)

※ 第 3 段階②の居住費の 100 円 について - 国が上限を 1,370 円 から 1,470 円 に引き上げた分です。この引上げだけではご請求額は変わらず、当施設の改定と重なって表に出た分です。

※ 第 4 段階の食費の 100 円 について - 国が基準となる額を引き上げたことを受けて、当施設が額を改める判断をした分です。国の負担限度額が自動的に上がったものではないため、当施設の改定による分としています。

■ 負担の目安

※ 居住費・食費は 1 日あたりの額で定められています。ここでは分かりやすいように、30 日分で計算した月額を目安も載せています。実際のご請求は、その月の日数で計算します。

【特別養護老人ホーム・すでに入居されている方】

負担段階	居住費 (1 日)	食費 (1 日)	ご負担の増減 (1 日)	月額目安 (30 日)
第 1 段階	880 円 (変わりません)	300 円 (変わりません)	±0 円	±0 円
第 2 段階	880 円 (変わりません)	390 円 (変わりません)	±0 円	±0 円
第 3 段階①	1,315 円 → 1,370 円	650 円 → 680 円	+85 円	+2,550 円
第 3 段階②	1,315 円 → 1,470 円	1,360 円 → 1,420 円	+215 円	+6,450 円
第 4 段階 (1 年目・経過措置)	1,315 円 → 1,700 円	1,445 円 → 1,545 円	+485 円	+14,550 円
第 4 段階 (2 年目以降)	1,315 円 → 2,066 円	1,445 円 → 1,545 円	+851 円	+25,530 円

※ 第 3 段階の食費の増額 (30 円・60 円) は、国の改定による分です。

※ 増減はいずれも、改定前のご負担額と比べた額です。第 4 段階の 2 年目以降は、経過措置の 1 年目ではなく改定前と比べています。

※ 第 4 段階の 2 年目以降を経過措置の 1 年目と比べると、1 日あたり +366 円、月額目安で +10,980 円 になります。

【特別養護老人ホーム・新しくご入居される方】 経過措置はありません。

負担段階	居住費（1日）	食費（1日）
第1段階	880 円	300 円
第2段階	880 円	390 円
第3段階①	1,370 円	680 円
第3段階②	1,470 円	1,420 円
第4段階	2,066 円	1,545 円

【ショートステイ（短期入所生活介護）】

負担段階	滞在費（1日）	食費（1日）	ご負担の増減（1日）
第1段階	880 円 (変わりません)	300 円 (変わりません)	±0 円
第2段階	880 円 (変わりません)	600 円 (変わりません)	±0 円
第3段階①	1,315 円 → 1,370 円 (+55 円)	1,000 円 → 1,030 円 (+30 円)	+85 円
第3段階②	1,315 円 → 1,470 円 (+155 円)	1,300 円 → 1,360 円 (+60 円)	+215 円
第4段階・ 利用契約のある方 (1年目・経過措置)	1,315 円 → 1,700 円 (+385 円)	1,445 円 → 1,545 円 (+100 円)	+485 円
第4段階・ 利用契約のある方 (2年目以降)	1,315 円 → 2,066 円 (+751 円)	1,445 円 → 1,545 円 (+100 円)	+851 円
第4段階・ 新しくご利用になる方	2,066 円	1,545 円	－

※ 滞在費は、特別養護老人ホームの居住費に当たるものです。

※ ショートステイの食費は、第2段階・第3段階は特別養護老人ホームと額が異なります。ご自身の額は上の表をご覧ください。

※ 第3段階の食費の増額（30 円・60 円）と、第3段階②の滞在費の 155 円のうち 100 円は、国の改定による分です。

※ 増える額の内訳（国の改定による分と当施設の改定による分）は、特別養護老人ホームと同じです。

※ 新しくご利用になる方は経過措置の対象ではなく、はじめから上の額です。

■ 介護サービス費に加わる加算について

居住費・食費とは別に、介護サービス費（負担割合に応じて1割から3割をご負担いただくもの）についてもお知らせします。

当施設は協力医療機関との連携体制を整えて届出を行い、令和8年8月分から、協力医療機関との連携に関する加算（福祉施設協力医療機関連携加算1）の算定を始めました。これは国の制度改定によるものではなく、当施設が体制を整えたことによるものです。

- ・1か月あたり **50単位** です。「単位」は介護保険で費用を表す単位で、実際のご負担は負担割合に応じた額になります。**1割の方は月 50円、2割の方は月 100円、3割の方は月 150円** です。
- ・特別養護老人ホームにご入所の方が対象です。ショートステイでは算定しません。
- ・高額介護サービス費の月ごとの上限に達している方は、この加算が加わってもご負担は増えません（上限を超えた分は払い戻されます）。

加算の単価は介護保険で定められていて、当施設が額を決めるものではありません。そのため、同意書には記載しておりません。

■ 負担限度額認定のご案内

負担限度額認定は、世帯の課税の状況・収入・預貯金の額に応じて、居住費と食費のご負担に上限を設ける仕組みです。認定を受けると、上の表の第1段階から第3段階のいずれかに当たります。

いま認定をお持ちでない方でも、世帯（別世帯の配偶者を含みます）の全員が市町村民税の非課税で、預貯金などが一定額以下の場合は、認定を受けられることがあります。申請先は、介護保険被保険者証に記載されている市町の窓口です。

このほか、ご負担を軽くする仕組みをご利用いただける場合があります。受付窓口でお尋ねください。

■ 同意書のご提出について

別紙の同意書にご署名・ご捺印のうえ、令和 8 年 9 月 30 日までに受付窓口へご提出ください。

■ お問い合わせ

その他、ご不明な点や詳細につきましては、遠慮なく受付窓口までお尋ね下さい。

電話 (0883) 55 - 2662

特別養護老人ホーム はなのおか
施設長 横手 美幸